○ 件名
地理的表示メールマガジン第 238 号（令和 8 年 3 月 25 日）

○ 文面
◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇
　第 238 号
地理的表示メールマガジン
令和 8 年 3 月 25 日
◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

■■■　　目　次　　■■■

１．地域の農林水産物 4 産品を地理的表示（GI）として登録
２．登録の申請の公示及び登録の申請の事実の公示について

１．地域の農林水産物 4 産品を地理的表示（GI）として登録

令和 8 年 3 月 25 日（水）に、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（GI 法）に基づき、国内 4 産品を地理的表示として登録しましたので、お知らせします。
登録された生産者団体や関係団体の皆様、この度は誠におめでとうございます。

＜登録された産品＞
第 173 号　米良糸巻大根（宮崎県児湯郡西米良村）
第 174 号　南関素麺（熊本県玉名郡南関町）
第 175 号　北海道米（北海道）
第 176 号　淡路島手延べそうめん・淡路そうめん（兵庫県南あわじ市）

登録産品の詳細はこちらをご覧ください。
（URL）https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/register/index.html

---

２．登録の申請の公示及び登録の申請の事実の公示について

令和 8 年 3 月 17 日までに、「加賀れんこん」「浜名湖うなぎ」「日本茶」の登録の申請の公示及び「小豆島木桶醤油」「天草大王」の登録の申請の事実の公示をしました。

地理的表示法に基づき、登録の申請があったときは、農林水産省ホームページ内で「登録の申請の事実の公示」を行います。
申請については必要に応じて補正を求め、補正が行われると、「登録の申請の公示」を 3 か月間行います。この公示期間はどなたでも、公示内容について意見書を提出することができます。
申請の公示期間終了後、申請産品は、学識経験者の意見聴取を経て、登録の可否が決定されます。

公示等情報の詳細、現在申請の公示中の産品については、以下のホームページ

からご確認ください。
（URL）https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/notice/index.html

GIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGI
[地理的表示メールマガジン]
発行：農林水産省輸出・国際局知的財産課
住所：〒100-8950　東京都千代田区霞が関 1-2-1
電話番号：03-3502-8111（内線 4284）
FAX：03-3502-5301
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/mailmag/index.html
メールアドレスの変更、メールマガジンの配信登録、配信停止はこちら
https://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/chg.html
GIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGIGI